**例文１**

**特定最賃**

**必ずチェック！最低賃金　使用者も、労働者も。**

岡山県内の特定最低賃金が改定されました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定最低賃金（岡山県内） | 時間額 | 発効日 |
| 耐火物製造業 | **899円** | 平成29年12月10日 |
| 鉄鋼業 | **916円** | 平成29年12月14日 |
| 一般機械器具製造業 | **892円** | 平成29年12月21日 |
| 電気機械器具製造業 | **830円** | 平成29年12月1日 |
| 自動車・同附属品製造業 | **877円** | 平成29年12月20日 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 | **909円** | 平成29年12月16日 |
| 各種商品小売業 | **835円** | 平成29年12月20日 |

◎お問い合わせ先　　岡山労働局労働基準部賃金室（℡０８６－２２５－２０１４）

または最寄りの労働基準監督署へ

**例文２**

**特定最賃**

**必ずチェック！最低賃金　使用者も、労働者も。**

岡山県内の特定最低賃金が改定されました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定最低賃金（岡山県内） | 時間額 | 発効日 |
| 耐火物製造業 | **899円** | 平成29年12月10日 |
| 鉄鋼業 | **916円** | 平成29年12月14日 |
| 一般機械器具製造業 | **892円** | 平成29年12月21日 |
| 電気機械器具製造業 | **830円** | 平成29年12月1日 |
| 自動車・同附属品製造業 | **877円** | 平成29年12月20日 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 | **909円** | 平成29年12月16日 |
| 各種商品小売業 | **835円** | 平成29年12月20日 |

* 上表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する特定最低賃金が適用されます。

ただし、次に掲げる者については、「岡山県最低賃金(781円、平成29年10月1日発効)」が適用されます。

1. １８歳未満又は６５歳以上の者
2. 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業，舶用機関製造業」については、雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

1. 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

* 特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。

◎お問い合わせ先　　岡山労働局労働基準部賃金室（℡０８６－２２５－２０１４）

または最寄りの労働基準監督署へ

**例文３**

**特定最賃**

**（地域最賃表あり）**

**必ずチェック！最低賃金　使用者も、労働者も。**

岡山県内の特定最低賃金が改定されました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域別最低賃金 | 時間額 | 発効日 |
| **岡山県最低賃金** | **781円** | 平成29年10月１日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定最低賃金（岡山県内） | 時間額 | 発効日 |
| 耐火物製造業 | **899円** | 平成29年12月10日 |
| 鉄鋼業 | **916円** | 平成29年12月14日 |
| 一般機械器具製造業 | **892円** | 平成29年12月21日 |
| 電気機械器具製造業 | **830円** | 平成29年12月1日 |
| 自動車・同附属品製造業 | **877円** | 平成29年12月20日 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 | **909円** | 平成29年12月16日 |
| 各種商品小売業 | **835円** | 平成29年12月20日 |

◎お問い合わせ先　　岡山労働局労働基準部賃金室（℡０８６－２２５－２０１４）

または最寄りの労働基準監督署へ

**例文４**

**特定最賃**

**（地域最賃表あり）**

**必ずチェック！最低賃金　使用者も、労働者も。**

岡山県内の特定最低賃金が改定されました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地域別最低賃金 | 時間額 | 発効日 |
| **岡山県最低賃金** | **781円** | 平成29年10月１日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定最低賃金（岡山県内） | 時間額 | 発効日 |
| 耐火物製造業 | **899円** | 平成29年12月10日 |
| 鉄鋼業 | **916円** | 平成29年12月14日 |
| 一般機械器具製造業 | **892円** | 平成29年12月21日 |
| 電気機械器具製造業 | **830円** | 平成29年12月1日 |
| 自動車・同附属品製造業 | **877円** | 平成29年12月20日 |
| 船舶製造・修理業，舶用機関製造業 | **909円** | 平成29年12月16日 |
| 各種商品小売業 | **835円** | 平成29年12月20日 |

* 上表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する特定最低賃金が適用されます。

ただし、次に掲げる者については、「岡山県最低賃金」が適用されます。

① １８歳未満又は６５歳以上の者

②　　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業，舶用機関製造業」に

ついては、雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの

③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

* 特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。

◎お問い合わせ先　　岡山労働局労働基準部賃金室（℡０８６－２２５－２０１４）

または最寄りの労働基準監督署へ